

南 水 監 委 第 11 号
令和 7 年 8 月 20 日

南部水道企業団 企 業 長 宮城 剛 様
南部水道企業団議会議長 神谷 信夫 様

南部水道企業団監査委員
監査委員 翁長 朝常
監査委員 上原 勝彦

定期監査の結果報告について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

令和7年度

定期監査結果報告書

南部水道企業団監査委員

(令和7年7月実施)

第1 監査の対象課

工務課

第2 監査の実施場所及び日程内容

- ・ 南部水道企業団庁舎（特別会議室）
- ・ 令和7年7月24日（木）【定期監査（工務課随意契約事務）】
 - ① 水道施設維持管理業務
 - ② 毎日検査用採水業務委託
 - ③ マッピングデータ修正業務
 - ④ 八重瀬ポンプ場2号揚水ポンプ水切り取替工事
 - ⑤ その他

第3 監査の方法

監査に当たっては、7月24日に実施した令和6年度及び令和7年度における工務課随意契約事務に関する事務の執行について、その事務が関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかどうか主眼をおき、また監査基準に準拠し提出された一件書類を基に書面監査を実施し、関係諸帳簿との照合を行い、内容の審査を行った。

第4 監査の結果

今回の監査においては、随意契約に係る多数の契約案件において、契約手続の適正性を欠く事例が複数確認された。特に、契約理由書の不備、見積徴収の不徹底、契約金額の不透明等が多く見受けられ、制度趣旨からの逸脱が懸念される状況であった。透明性・公平性の確保の観点からも、随意契約の適正な運用とルールの徹底が強く求められる。

随意契約の正当性が説明できない場合、不当契約と見なされ、住民監査請求等の対象となる可能性がある。

第5 主な指摘事項（随意契約関連）

1. 契約理由書の記載不備
 - ・ 正当な理由が記載されておらず、様式のための形式的な提出が複数確認された。
2. 見積徴収が不適正
 - ・ 1者見積による随意契約で、他社との比較記録がなし。
 - ・ 相見積取得の形跡はあるが、競争性がない案件が散見された。
3. 契約書未締結または様式不備
 - ・ 契約書が作成されていない案件、押印漏れ、契約内容の記載ミス等確認された。
4. 仕様書や業務内容の不明確さ

- ・契約に添付された仕様書が曖昧で、業務の範囲や成果物が明確でないものがあった。

第6 是正及び再発防止への指摘事項

- ・随意契約の実施に当たっては、契約理由の明確化の徹底を図ること。
- ・見積徴収における競争性の確保を意識すること。
- ・契約書類の様式・記載内容をチェックし、法令・規程に適合した手続とすること。
- ・職員への研修や、内部チェック体制の強化により、制度理解の向上と再発防止を図ること。
- ・詳細は別紙にて記載。

第7 今後の対応

本監査における指摘事項については、速やかに是正措置を講じ、令和7年9月30日までに改善状況を文書にて報告すること。必要に応じて再監査を実施する。

以上